

本市の方針について

令和5年(2023年)2月6日

国の基本的対処方針及び県の対処方針の改正を受け、2月7日(火)以降における本市の対応について、次のとおり決定します。

1 市主催のイベント等の開催における対応

- (1) 「大声あり」のイベントについて、感染防止安全計画策定等による基本的な感染対策の実施を前提として、収容率上限を50%とする制限を廃止し、100%とすること。
- (2) 引き続き業種ごとの感染拡大防止ガイドラインを遵守すること。
- (3) 引き続きチェックリストを作成し、ホームページ等で公表するとともに、結果報告書を作成し、保管すること。

(参考・イベント開催制限等) 国の事務連絡から抜粋

| | 感染防止安全計画策定 | その他 (安全計画を策定しないイベント) |
|-------|------------|------------------------------|
| 人数上限 | 収容定員まで | 5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方 |
| 収容率上限 | 100% | 100% |

※安全計画策定は、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用する。

※収容率と人数上限とでは、いずれか少ない方の人数を限度とする。

2 公共施設の運営における対応

引き続き感染拡大予防対策を徹底すること。